

第16章

地域統合

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

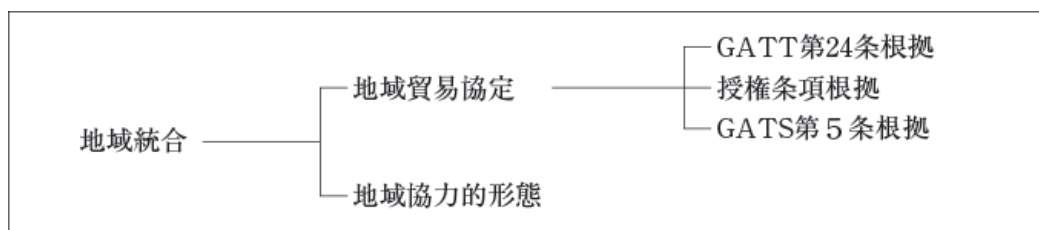
GATT・IMF 体制を中心とする多角的な枠組みは、戦後の世界経済の発展を支えてきた。しかし、1990年代以降、先進国、開発途上国を問わず地域統合は増加・拡大の一途をたどってきており、現在、地域統合内部の域内貿易は、世界貿易の相当の部分を占めるようになってきている（図表Ⅱ-16-1）。

地域貿易協定（Regional Trade Agreement）は、WTO 協定では、物品の貿易については GATT 24 条に基づくもの、及び開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる 1979 年の締約国団決定（いわゆる「授権条項」：Enabling Clause；第Ⅱ部第 1 章「最恵国待遇」参照）に基づくもの、サービスの貿易についてはサービス協定（GATS）5 条に基づくものに分類されている。GATT 24 条に基づく地域貿易協定は、「関税同盟（Customs Union）」及び「自由貿易地域（Free-Trade Area）」¹、並びにそれらの形成のための「中間協定（Interim Agreement）」の 3 つの概念に分類される（図表Ⅱ-16-2 参照）。関税同盟と自由貿易地域を比較すると、域内の関税・制限的通商規則（詳細は図表Ⅱ-16-7 参照）を撤廃することにより

域内の貿易を自由化することは両者に共通する点であるが、関税同盟では各締約国が域外から輸入する産品への関税率・通商規則を実質的に同一にするため、対外共通関税を設ける必要があるのに対し、自由貿易地域（FTA¹¹）では、締約国間の輸出入のみが自由化の対象となるため、そうした必要がない点で異なる

なお、「地域統合」には、WTO 協定で例外として認められている地域貿易協定と、アジア太平洋経済協力（APEC）のような地域協力的形態のものがおり、図式化すると、以下ようになる。本章では、WTO 協定で例外として認められている地域貿易協定を中心に説明する。

WTO 協定で認められている地域貿易協定は、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質上のすべての貿易で撤廃すること等の一定の要件を満たすことを条件に、最恵国待遇原則の例外として正当化されるものである。地域貿易協定は、域内の貿易の自由化を促進する面があるものの、域外に対して障壁を高めるような場合には貿易の自由化を阻害する。このため、WTO 体制が形骸化されることのないように、GATT 24 条等の適正な運用が行われるべきである。



¹ 「FTA」は Free-Trade Agreement（自由貿易協定）に対する略称としても用いられることがあるが、ここでは GATT の条文に基づき自由貿易地域（Free-Trade Area）に対する略称とする。

<図表 II-16-1> 世界貿易に占める各地域及び主な地域貿易協定の割合（物品分野）

	輸出額 (2022年)			輸入額 (2022年)		
	10億ドル	シェア (%)	対前年増加率 (%)	10億ドル	シェア (%)	対前年増加率 (%)
世界	24,904	100%	11%	25,621	100%	13%
北米	3,240	13%	18%	4,585	18%	16%
(米国)	2,065	8%	18%	3,376	13%	15%
中南米	832	3%	16%	919	4%	23%
欧州	8,696	35%	9%	9,275	36%	15%
CIS	724	3%	11%	412	2%	-9%
アフリカ	655	3%	18%	724	3%	16%
中東	1,636	7%	42%	1,046	4%	20%
アジア	9,121	37%	7%	8,660	34%	9%
(中国)	3,594	14%	7%	2,716	11%	1%
(日本)	747	3%	-1%	897	4%	17%
EU	7,148	29%	8%	7,463	29%	15%
USMCA	3,240	13%	18%	4,584	18%	16%
メルコスール	449	2%	17%	413	2%	25%
ASEAN	1,962	8%	14%	1,878	7%	14%
CPTPP	3,790	15%	11%	3,773	15%	17%

(注) 対前年増加率は対 2021 年比、CPTPP は署名 12 カ国のうち、英国を除いた発効11 カ国で算出。

出所：WTO 事務局編、WTO World Trade Statistical Review 2023

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtsr_2023_e.htm

(2) 法的規律の概要

① GATT 24 条及び GATS 5 条に基づく地域貿易協定についての規定

GATT は、1 条で最恵国待遇を基本的な原則として規定しており、特定国に対してのみ関税を引き下げることとは原則として許容していない。

しかし、物品の貿易については、GATT 24 条に

おいて、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結の目的が、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることではなく、域内の貿易を容易にすることである場合には、貿易自由化の見地から許されるとし、以下の要件に適合することを条件（図表 II - 16 - 2）に、地域貿易協定を最恵国待遇原則の例外として認めている。

<図表 II-16-2> GATT 24 条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(24 条 5 項、 8 項の要件)		
	第24条第5項	第24条第8項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の一般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則（ 11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く）を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の

		関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則（11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く）を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記(a)又は(b)に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

(補償的調整)

関税同盟：24条5項(a)の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う(24条6項)。

(締約国団への通報、締約国団による検討)

- ・自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない(24条7項(a))。
- ・通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う(同項(b))。

WTO 発足以前は、関税同盟あるいは自由貿易地域の GATT 24 条との整合性の問題は、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定ごとに設置された作業部会において審査されていた。しかし、24 条は、「実質上のすべての貿易」、「その他の制限的通商規則」、「全体として…高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」等の曖昧な表現が用いられているため、地域貿易協定の審査は、ほとんどの場合、24 条の解釈をめぐって対立し、審査報告書案は両論併記で終わっている。

GATT 24 条の解釈は、1957 年署名のヨーロッパ経済共同体 (EEC) を設立したローマ条約に対する審査において問題となるなど、1994 年末までに審査を終了した 69 件の作業部会のうち、整合性の問題につきコンセンサスに達することができたのはわずか 6 件という状況であった。また、ほとんどすべての地域貿易協定の審査において GATT 24 条との整合性につき意見が対立したにもかかわらず、地域貿易協定の特恵措置が GATT 24 条で正当化されるかについてパネルで争わ

れたのは 3 件しかなく、パネル報告も未採択である (なお、WTO 体制となってから地域貿易協定に関する上級委員会報告が出されているが、これらの報告書は GATT 24 条の核心部分について明示的な判断を下したわけではなく、24 条の解釈を明確化することの意義は失われていない)。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、24 条の解釈を困難としている不明確な要件をなくすための討議が行われた。その結果、24 条 5 項 (a) に規定する「関税の全般的水準」に関する要件については、「GATT 24 条の解釈に関する了解」において、EU が用いてきた算術平均ではなく、貿易量を加味した加重平均を用いることが明記された。しかし、24 条 8 項に規定する「実質上のすべての貿易」に関する要件については、主要産品を除くことは認められない旨の提案がなされたが合意に至らなかったため、以下のような限られた改善しか行われなかった (図表 II - 16 - 3)。なお、更に、サービス分野については、GATS 5 条に GATT 24 条と同様の表現を加えることとなった (図表 II - 16 - 4)。

<図表 II-16-3> GATT 24 条の明確化のための解釈了解等

<p>(a) 1994 年の GATT 24 条の解釈に関する了解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GATT 24 条 5 項 (a) における関税同盟の「関税の全般的な水準及び通商規則」における関税の計算方法には、貿易量を加味した加重平均関税率を用いる (パラグラフ 2)。 ・GATT 24 条 5 項 (c) における中間協定における地域統合の完成までの「妥当な期間」は、原則 10 年以内とする (パラグラフ 3)。 ・関税同盟の構成国が譲許関税率を超えて関税を引き上げる場合には、関税譲許の修正等を行う前に GATT 28 条 (譲許表の修正についての手続) に基づき交渉を開始する (パラグラフ 4)。 ・関税同盟の設立の結果として、関税率の削減の利益を得る加盟国は、関税同盟の構成国に対し補償的調整 (いわゆる「逆補償」) をする義務はない (パラグラフ 6)。 ・物品理事会は、地域統合の創設、構成国の増加等に関する作業部会の事実認定の報告に基づいて適当な場合には勧告を行う (パラグラフ 7)。 <p>(b) アンチ・ダンピング協定 4 条 3 項</p> <p>二以上の国が GATT 24 条 8 項 (a) の規定により、単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における産業は、アンチ・ダンピング協定の適用上、一つの国内産業とみなされる。</p> <p>(c) 補助金協定 16 条 4 項</p> <p>アンチ・ダンピング協定と同様に規定。</p> <p>(d) セーフガード協定 2 条 1 項脚注</p> <p>本協定のいかなる規定も、GATT 19 条と 24 条 8 項との関係についての解釈に予断を与えるものではない。</p> <p>(e) 原産地規則協定附属書 II</p> <p>一般特惠関税と並び、地域貿易協定における特惠関税についても、以下のようなことを確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特惠原産地規則が適用される場合において満たされるべき要件を明確に定めること (パラグラフ 3 (a) (i))。 ・特惠原産地規則は積極的な基準を基礎としなければならないこと (パラグラフ 3 (b))。 ・特惠原産地規則に関する法律等を GATT 10 条 1 項 (貿易規則の公表) に従って公表すること (パラグラフ 3 (c))。 ・特惠原産地規則を遡及的に適用してはならないこと (パラグラフ 3 (e))。

<図表 II-16-4> GATS 5 条 (経済統合)

<p>サービス分野における経済統合には、GATS 5 条の規律がかかり、特に以下 3 つの要件が重要である (注) 。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 相当な範囲の分野を対象としていること (GATS 5 条 1 (a)) (2) いずれのモードも予め排除していないこと (GATS 5 条 1 (a) への注釈) (3) 実質的にすべての差別が合理的期間内に撤廃されること (GATS 5 条 1 (b)) <p>上記 (1) の「相当な範囲の分野」の内容及び (3) の合理的期間の長さについては、明確な定義はなく、今後の議論が待たれる。</p> <p>なお、これらの要件に関しては、開発途上国に対する例外として、その国の発展の水準に応じて弾力的に適用することが規定されている (GATS 5 条 3 (a))。また、開発途上国間の協定においては、域内で設立された企業であっても第三国に支配されているものは差別的な待遇を認める旨の規定がある (GATS 5 条 3 (b))。これは、第三国に支配されていても域内で設立された企業であれば差別できない旨の規定 (GATS 5 条 6) に対する例外であり、ウルグアイ・ラウンド時にメルコスール (MERCOSUR) の制度を維持するために挿入された規定と言われている。</p>

GATS 5 条 2 は、上記（3）の要件（実質上のすべての差別）の評価に際し、当該サービス自由化協定の、関係国間での貿易の自由化との関係を考慮できる旨規定しており、FTA で物品の自由化をする場合は、サービスの自由化の要件を緩和できるという方向に働く規定である。なお、物品やサービス分野の自由化範囲等は、WTO の RTA 委員会において審査されることになる。

（注）サービスの地域貿易協定に関するその他の要件として、次のものがある。

- ・協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない（4 項）。
- ・逆補償を求めてはならない（8 項）。

（なお、約束表については第Ⅲ部第 2 章「サービス貿易」を参照）

また、2001 年 11 月に開催されたドーハ閣僚会議で採択された閣僚宣言において、地域貿易協定に適用される WTO の規律及び手続の明確化及び改善を目指して交渉することが合意された。手続の明確化については合意に至り、2006 年 12 月 14 日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択され（詳しくは、③（b）参照）、ドーハ宣言パラグラフ 47 の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（なお、運用開始 1 年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている）。今後、地域貿易協定が達成すべき自由化水準などの明確化についての議論が残されている。

②開発途上国間の地域貿易協定の扱いについて

開発途上国間の地域貿易協定については、いわゆる「授権条項」（上記（1）参照）において特則が合意されており、これは 1994 年の GATT の一部を構成するものとなっている。授権条項は、以下のような要件に適合することを条件（図表 II - 16 - 5）に、

開発途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、GATT 1 条（最恵国待遇）の例外として認めている（パラグラフ 2（c））。この授権条項は GATT 24 条との関係につき何等言及していないため、授権条項による開発途上国間の地域貿易協定と GATT 24 条との関係について、以下の三通りの考え方のうち、いずれを採用すべきか不明確である。

- （a）授権条項は、開発途上国の輸出力増大・経済発展のために決定されたものであり、開発途上国間の地域貿易協定は、授権条項によって判断する。
- （b）授権条項は、本来、部分的・非包括的な協定を扱うものであり、また、措置を講ずる加盟国に対して一定の通報義務と協議義務を課しているに過ぎず、本格的な地域貿易協定を扱うものとしては不十分である。本格的な地域貿易協定については、あくまでも、GATT 24 条によって判断する。
- （c）開発途上国間の地域貿易協定については、GATT 24 条と授権条項の両方を勘案して判断する。

<図表 II-16-5>授権条項における要件

（要件）

- ・開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない（パラグラフ 3（a））。
- ・関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となつてはならない（パラグラフ 3（b））。

（締約国団への通報、協議）

- ・締約国団に対する通報及び情報提供（パラグラフ 4（a））。
- ・利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること（パラグラフ 4（b））

このため、授権条項に基づき通報された地域貿易協定は、追加的な問題を引き起こしている。本問題については、1992年3月に通報されたメルコスールの審査方法に関連して GATT の下で初めて検討された。その際、メルコスールを GATT 24 条の下で通報すること及びその審査のための作業部会を GATT 理事会に設置することを要求する国があったが、検討の結果、理事会ではなく「貿易及び開発に関する委員会（CTD：Committee on Trade and Development）」の下で審査を行うこと及びその付託事項（授権条項及び GATT 24 条に照らし審査し、その結果を締約国団に報告するとともに、理事会にその写しを送付すること）につきコンセンサスが得られた。なお、後述する CRTA が 1996 年 2 月に新設されたことに伴い、審査は同委員会で行われている。また、AFTA に関しても同様の議論が行われたが、いまだコンセンサスが得られておらず、CTD への通報のみが行われている。

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言を受け、CRTA での審査手続の明確化など、地域貿易協定の透明性向上を目指した議論が、ルール交渉部会において進められ、前述のように、2006 年 12 月 14 日に行われた一般理事会において、地域貿易協定の審査手続を明確化した透明性メカニズムが採択された（詳しくは、③（b）参照）。これにより、授権条項根拠の地域貿易協定も本透明性メカニズムの対象となること、審査の場は CRTA ではなく CTD とするが、他の案件と一緒に審査するのではなく、専ら地域貿易協定を審査するための会合（dedicated session）として開催することが決定した。

③地域貿易協定委員会（CRTA）における検討

—規則及び手続の改善—

地域貿易協定の増大に従い、既存の地域貿易協定の定期通報の審査負担が増加することが予想される。このため、審査の効率化を目的とする単一の委員会による審査体制への移行が合意され、1996 年 2 月の一般理事会で地域統合についての専門委員会として「地域貿易協定委員会（CRTA：Committee on Regional Trade

Agreements）」が設置された。CRTA では、従来、物品理事会、サービス理事会及び CTD の下で、地域貿易協定ごとに設置された個別作業部会が行っていた審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等のほか、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討することが合意された。具体的には、（a）通報された地域貿易協定²²の審査、（b）既存の地域貿易協定の実施状況の報告システムの検討、（c）審査手続の改善策の検討、（d）多国間貿易体制に対し地域貿易協定が持つシステミックな問題及び両者の関係の検討等が付託事項となった。

なお、上記のうち（a）を除く事項については、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言で新ラウンドの交渉事項となり、ルール交渉部会で議論が行われている。

（a）地域貿易協定の審査

WTO のまとめによると、2024 年 1 月 1 日時点で発効済みの協定に対応する 594 件の通報（うち、GATT 24 条に基づく通報は 329、授権条項に基づく通報は 63、GATS 5 条に基づく通報は 202）（注：同一協定であっても、GATT や授権条項、GATS に基づき別々に通報されたもの、及び既存協定への新規加盟に伴い通報されたものはそれぞれ 1 件としてカウントしている）がなされているが、事実審査は進んでいるものの、結果として CRTA 設置後は、審査報告書は 1 つも採択されていない（参考：CRTA 設置以前における審査報告書の採択数は 17、報告のない RTA は 8）。なお、審査報告書案はすべて両論併記の内容となっている。また、2006 年 12 月 14 日の透明性メカニズム採択後は事務局が作成する事実報告書を検討する形をとっている（事実報告書（Factual Presentation）公表済み：420）。更に、透明性メカニズム採択前に事実審査を終えていた RTA については事実概要を作成している（事実概要（Factual Abstract）作成済み：70）。

なお、2023 年の CRTA 活動概要及び 2023 年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要は次のとおりである（図表 II - 16 - 6 参照）。

²² 通報された地域貿易協定の概要と審査状況については WTO のウェブサイトで公開されている。（<http://rtais.wto.org/UI/publicsummarytable.aspx>2024年1月24日最終アクセス]

<図表 II-16-6> 2023 年の CRTA 活動概要³及び 2023 年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要（物品協定関連。詳細は WTO ・ HP 参照⁴）

① 2023 年の CRTA 活動概要

2023 年 3 月 第 106 回 WTO 地域貿易協定委員会（英国・東南部アフリカ、英国・日本、EU ・英国、インド・モーリシャス、トルコ・セルビア）

2023 年 7 月 第 107 回 WTO 地域貿易協定委員会（ASEAN ・香港、EFTA ・トルコ、CPTPP ペルー発効、英国・北マケドニア、英国・セルビア）

2023 年 11 月 第108回 WTO 地域貿易協定委員会（英国・中央アメリカ、英国・SACU ・モザンビーク、英国・モルドバ共和国、EFTA ・エクアドル、EFTA ・インドネシア、英国・アルバニア、英国・ジョージア）

② 2023 年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要

協定名称 (WTO 事務局による事実報告書作成日)	文書番号	署名日、発効日	概要（協定の構造）
トルコ－セルビア (2023 年 1 月 13 日) [サービス]	WT/REG288/3	署名：2018 年 1 月 30 日 発効：2019 年 6 月 1 日	一般規定、サービスの提供を目的とした自然人の一時的な移動、電気通信サービス、金融サービス、道路輸送・補助サービス、電子商取引、TV シリーズもしくは映画の共同生産、最終規定（全 8 章）
EU－英国 (2023 年 1 月 19 日) (2023 年 5 月 1 日) [物品・サービス]	WT/REG447/1 WT/REG447/1/Rev. 1	署名：2020 年 12 月 30 日 発効：2021 年 1 月 1 日	共通・制度規定、貿易・輸送・漁業その他の協定、刑事事件における法執行と司法の協力、テーマ協力、組合プログラムへの参加・健全な財務管理および財務規定、紛争解決および水平規定、最終規定（全 7 章）
ASEAN－香港 (2023 年 3 月 24 日) [物品・サービス]	WT/REG448/1	署名：2018 年 3 月 28 日 発効：2019 年 6 月 11 日 (香港、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム) 2019 年 10 月 13 日 (マレーシア) 2020 年 5 月 13 日 (フィリピン) 2020 年 7 月 4 日 (インドネシア) 2020 年 10 月 20 日 (ブルネイ) 2021 年 2 月 12 日 (カンボジア)	自由貿易圏の確立・目的・定義や解釈全般、物品貿易、原産地規則、税関手続き・貿易円滑化、SPS、TBT、貿易救済、サービス貿易、経済・技術協力、知財、一般規定・例外、制度規定、対話・紛争解決、最終規定（全 14 条）
EFTA－トルコ (2023 年 4 月 6 日) (2023 年 8 月 17 日) [物品・サービス]	WT/REG462/1 WT/REG462/1/Rev. 1	署名：2018 年 6 月 25 日 発効：2021 年 10 月 1 日	一般規定、物品貿易、サービス貿易、知財保護、政府調達、競争、貿易と持続可能な開発、制度規定、紛争解決、最終規定（全 10 条）

³ WT/REG/34 CRTA2023年報告書

⁴ https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

英国－セルビア (2023年4月26日) [物品・サービス]	WT/REG455/1	署名：2021年4月16日 発効：2021年5月20日	(EU・セルビア協定を踏まえ制定)
英国－北マケドニア (2023年4月26日) [物品・サービス]	WT/REG438/1	署名：2020年12月3日 発効：2021年1月1日	(EU・北マケドニア協定を踏まえ制定)
EFTA－エクアドル (2023年7月7日) [物品・サービス]	WT/REG463/1	署名：2018年6月25日 発効：2020年11月1日	一般規定、物品貿易、サービス貿易、設立、知財、政府調達、競争、貿易と持続可能な開発、協力、制度規定、紛争解決、最終規定(全12章)
英国－SACU・モザンビーク (2023年6月7日) [物品]	WT/REG443/1	署名：2019年10月9日 (英国、ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア) 2019年10月16日 (南アフリカ) 発効：2021年1月1日	(EU-SADC EPAを踏まえ制定)
英国－モルドバ (2023年7月10日) (2023年9月27日) [物品・サービス]	WT/REG439/1 WT/REG439/1/Rev. 1	署名：2020年12月24日 発効：2021年1月1日	(EU・モルドバ協定を踏まえ制定)
英国－中央アメリカ (2023年7月12日) [物品・サービス]	WT/REG422/1	署名：2019年7月18日 発効：2021年1月1日	(EU・中央アメリカ協定を踏まえ制定)
EFTA－インドネシア (2023年8月28日) [物品・サービス]	WT/REG464/1	署名：2018年12月16日 発効：2021年11月1日	一般規定、物品貿易、サービス貿易、設立、知財、政府調達、競争、貿易と持続可能な開発、協力、制度規定、紛争解決、最終規定(全12条)
英国－アルバニア (2023年8月31日) [物品・サービス]	WT/REG454/1	署名：2021年2月5日 発効：2021年5月3日	(EU・アルバニア協定を踏まえ制定)
英国－ジョージア (2023年9月1日) [物品・サービス]	WT/REG440/1	署名：2019年10月21日 発効：2021年1月1日	(EU・ジョージア協定を踏まえ制定)
太平洋諸国経済緊密化協定 (2023年11月22日) [物品・サービス]	WT/REG451/1	署名：2017年6月14日 (豪州、クック諸島、キリバス、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ) 2017年9月7日 (バヌアツ) 発効：2020年12月13日 (豪州、ニュージーランド、クック諸島、キリバス、ニウエ、サモア、ソロモン諸島、トンガ) 2022年4月3日 ツバル 2022年10月11日 バヌアツ	序文・定義、物品貿易、原産地規則、税関手続き、SPS、技術規則・規格・適合性評価手続き、サービス貿易(全7章)

ASEAN 物品貿易協定 (2023年12月19日) [物品]	WT/REG457/2	署名：2009年2月26日 発効：2010年5月17日	総則、関税自由化、原産地規則、非関税措置、貿易円滑化、税関、規格・適合性評価手続、SPS、貿易救済、制度規定、最終規定(全11章)
英国－ベトナム (2023年12月20日) [物品・サービス]	WT/REG436/1	署名：2020年12月29日 発効：2021年5月1日	(EU・ベトナム FTA を踏まえ制定)
EU－太平洋諸国 (2023年12月20日) [物品・サービス]	WT/REG302/1 WT/REG408/1 WT/REG409/1	署名：2009年7月30日 (パプアニューギニア、EU) 2009年12月11日 (フィジー) 2018年12月21日 (サモア) 2020年5月7日 (ソロモン諸島) 発効：2009年12月20日 (パプアニューギニア、EU) 2014年7月28日 (フィジー) 2018年12月31日 (サモア) 2020年5月17日 (ソロモン諸島)	持続可能な開発における貿易協力、物品貿易、紛争の回避と解決、制度規定、一般・最終規定(全5章)
日本－ASEAN (2023年12月21日) [サービス]	WT/REG277/4	署名：2019年2月27日 (日本) 2019年3月2日 (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ) 2019年4月24日 (ベトナム) 発効：2020年8月1日 (日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム) 2020年10月1日 (ブルネイ) 2021年2月1日 (カンボジア) 2021年5月1日 (フィリピン) 2021年6月1日 (マレーシア) 2022年2月1日 (インドネシア)	(AJCEP を踏まえ制定)

出所：WTO 事務局(地域貿易協定の実事報告書 (Factual Presentation))

(b) 新規の地域貿易協定の審査手続の改善策の検討

新規の地域貿易協定審査において、数年分の未審査案件が溜まっていることや提供情報が不十分である等の問題を解決し審査手続を改善するため、情報提供の標準フォーマット及び審査手続がルール交渉部会で検討されてきた。2006年12月14日に行われた一般理事会において、透明性メカニズムが採択され、これにより地域貿易協定の審査手続が明確化された。前述のとおり、ドーハ宣言パラグラフ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（なお、運用開始1年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている）。透明性メカニズムの概要は以下の通りである。

- 1 地域貿易協定の WTO 事務局への通報は、一般に発効前に行う。
- 2 地域貿易協定の審査は通報から1年以内に終える。
- 3 透明性メカニズムの実施については、CRTA は GATT 24 条及び GATS 5 条に基づく RTA に関して、CTD は授權条項根拠の RTA に関して実施する。ただし、CTD は、透明性メカニズムの機能を達成するために、専ら地域貿易協定を検討するための会合（dedicated session）として開催する。
- 4 地域貿易協定当事国は必要なデータを WTO 事務局に提出し、WTO 事務局が事実報告書を作成する（従来は、ほとんどの審査報告書が当事国によって作成されている）。
- 5 一般に、各々の RTA の検討のため一回の公式会合を行う。
- 6 書類及び会合議事録は各国に配布され、WTO 事務局ウェブサイトでも公開される。また、次の点も明確化された。
 - ・ 地域貿易協定交渉を開始したことを WTO に通報する努力義務
 - ・ 署名された地域貿易協定の署名日、発効日を、発効前に WTO に通報する義務
 - ・ WTO に情報提供すべき内容の明確化（地域貿易協定税率、実行税率等）
 - ・ 情報提供を通報から10週間以内（開発途上国間地域貿易協定の場合は20週間以内）に行う義務

(c) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告を改善するための検討

地域貿易協定の実施状況に関する報告については、透明性メカニズムにおいて、以下の手続に従って行われることが合意された。

- 1 地域貿易協定の運用変更は、変更後速やかに通報する。
- 2 実施期間終了時に自由化約束の達成度について簡潔な報告書（a short written report）を提出する。
- 3 要求に応じ、WTO は上記1、2の内容についての意見交換の機会を提供する。
- 4 上記1、2の内容は WTO ウェブサイトで公開する。WTO 事務局は概要を加盟国へ定期的に配布する。

(d) 地域貿易協定に対する実体的規律の検討

ルール交渉部会では、地域貿易協定に対する WTO の実体的規律の明確化を目指した議論も進められている。「実質上のすべての貿易」の基準、移行期間、「他の制限的通商規則」の概念等（GATT 24 条 8 項）が主な論点となっている（図表 II - 16 - 7）。我が国としても、地域貿易協定が WTO のマルチの貿易体制をむしろむかえないよう、高い規律を目指して議論に参加している。

<図表 II-16-7>地域貿易協定に対する WTO の実体的規律についての GATT における主要な論点**① 24 条 5 項「その他の通商規則の全般的な水準」**

24 条 5 項は、関税及びその他の通商規則は域外に対する障壁を引き上げてはならないと規定しているが、障壁が上昇したか否かの評価方法については解釈が分かれている。関税の全般的水準については「貿易量を加味した加重平均」を用いることが合意されたが、「その他の通商規則の全般的な水準」に関する判断方法をどうすべきかが論点となっている。

② 24 条 4 項と 5～9 項との関係

24 条 4 項は、関税同盟、自由貿易地域の目的は域内の貿易を促進することであるべきで、域内と他国との貿易に対する障壁を引き上げることであるべきではないと認識すると規定。また、24 条 5～9 項は、関税同盟及び自由貿易地域が GATT 上認められるために、その関税及びその他の通商規則が満たすべき要件、GATT 上必要な手続、関税同盟及び自由貿易地域の定義等を規定している。

このため、4 項はそれに続く 5～9 項によりその具体的内容を規定されており、4 項自体は判断基準ではない（即ち 5～9 項の要件を満たせば自動的に 4 項を満たしている）という解釈に基づいて、関税同盟形成に伴って域外国に対して個々の措置ごとにみると新たに障壁が設けられたとしても、5 項 (a) の「全体として」保護の水準が上昇していなければ、4 項でいう域外との障壁を引き上げたことにはならないという EU 等の意見と、4 項それ自体も判断基準とする域外国との意見が対立している。

③ 24 条 8 項「実質上のすべての貿易」

24 条 8 項は、地域統合による域内自由化の対象は「実質上のすべての貿易」と規定しているが、何ををもって「実質上のすべて」とするかについての合意された基準はなく、貿易額をベースとした基準を主張する意見と、品目数をベースとした基準を主張する意見とが存在し、更に、主要セクターが自由化されていない等を問題視した質的基準についても検討すべきことが提案されている。

④ 24 条 8 項と他の WTO 協定との関係

GATT 24 条 8 項において、撤廃すべき制限的通商規則の例外として、11 条、12 条、13 条、14 条、15 条、20 条が列挙されているにもかかわらず、第 19 条（セーフガード）及び第 6 条（アンチ・ダンピング）が挙げられていないため、ウルグアイ・ラウンド交渉による WTO 義務の拡大や新たな関税同盟の成立等の際に議論された。

具体的には、地域貿易協定の拡大に際して、従前の構成国で行われていた措置（セーフガード、アンチ・ダンピング、輸入制限）を新たな構成国に自動的に拡大すること、また、域内国を除外して域外国のみに対して措置を発動することが、24 条 5 項に違反しないか、24 条 8 項で正当化されるか否かが論点となっている。

(3) 経済的視点及び意義

貿易や投資などに与える地域統合の経済効果は、貿易自由化が最恵国待遇の原則に基づいて実施されず、締結国間で特惠的に行われるため、一般的な貿易や投資の自由化の経済効果よりも複雑な要素が絡む。以下では、地域統合の代表的な経済効果について、①域内国に与える効果、②域外国に与える効果、③生産性に与える効果、④直接投資に与える効果に分類しつつ整理する。

①域内国に与える効果

域内の貿易障壁の削減に伴い、輸入国の消費者は輸入していた同じ財・サービスを従来よりも安く消費することができ（貿易創出効果）、一方、輸出国の生産者は輸出の拡大による利益を得ることができるため、域内国の経済厚生は上昇する。また、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行しより多くの種類の財・サービスが市場に供給されるようになる（競争促進効果）。

他方、地域統合においては貿易障壁撤廃の対象国が域内のみ限定されるため、従来、域外から輸入していた財・サービスの一部は域内国からの輸入に転換される場合、生産性の高い域外国からの輸入が生産性の低い域内国からの輸入に代替されることにより（貿易転換効果）、域内国の経済厚生を下げ方向に働く。生産性の高い域外国からの輸入品が域内市場から排除されることは、かえって域内の競争を阻害するおそれがある。

また、締結国が独自に域外関税を設定する地域貿易協定においては、域外関税率が相対的に低い国を通じた域内他国への迂回輸出を防ぐ目的で、輸入品の原産地を特定する原産地規則を設定する必要が生じる。生産者は必要な原産地規則を満たし特惠的な貿易自由化のメリットを享受するために、域外生産や中間財の調達よりもコストが高くても域内生産や中間財の域内調達を増加させるかもしれない。その場合、地域統合により、中間財市場や企業の直接投資行動にも歪みが生じる。さらに、原産地規則を満たすコストが大きいと、輸出者が特惠的な関税率を利用せずに自由化前の関税率を賦課されたまま輸出

を行うため、貿易自由化によるメリットは限定されたものになってしまう。

このように地域統合は貿易創出効果と貿易転換効果を通じて域内国の経済厚生に相反する二つの影響を与え、また原産地規則の負担により有利な低関税を利用する輸出者が限られたものになるか、あるいは関税引き下げの効果と相殺する費用が生じてしまうおそれがある。

②域外国に与える効果

地域貿易協定の締結は、締結国間の貿易を活発化させ、自由化の対象ではない非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。すなわち、非締結国に対する絶対的な貿易障壁が変わらなくても、相対的には上昇する。その結果、非締結国の締結国に対する交易条件（＝輸出価格／輸入価格）が悪化するおそれがある。こうした交易条件効果は国家間の所得分配を変化させ、非締結国の経済厚生を犠牲にしつつ締結国に利益をもたらす。すなわち、地域貿易協定の締結は、締結国に対し貿易障壁を下げる政策である一方、非締結国に対し貿易障壁を残存させる差別的な措置であるが故に非締結国に対する負の効果を伴う面がある。

非締結国との貿易量の減少と交易条件の変化による利益の移転は域外税率が一定に保たれた場合でも生じるため、既存の地域貿易協定に参加出来ない場合、非締結国は関税の引き上げの代わりに対抗的な地域貿易協定を締結することで、既存の地域貿易協定に参加出来ないことに伴う損失を回復する可能性もある。地域貿易協定の締結が、締結国間の経済関係の緊密化と非締結国との経済関係の希薄化を進め、それにより非締結国と新たな貿易自由化を行う誘因を減らしてしまうことへの懸念も指摘されている。

③生産性に与える効果

地域貿易協定の締結は生産性を変化させることを通じて、域内国と域外国に追加的な経済効果をもたらす。まず、貿易自由化による貿易障壁の削減は、輸出機会を増大させ生産規模を拡大させることを通じて、規模の経済を実現し生産性を上昇させる効果がある。同様に輸出の拡大や域内市場における競争の促進は、生産者の費用削減努力や研究開発努力の誘因を増加させることにより、生産性を上昇させる。生産性の上昇は域内国の経済成長率を上昇させる要因であり、域内

国に利益をもたらす。また、域内の市場規模の拡大は域外国からの輸入の増加につながり、域外国の利益にもなるとともに、貿易転換効果の懸念を減らすことにより域内国の利益にもつながる。

また、財やサービスの輸出や輸入中間財を用いた生産を行う国際化企業は、そうでない非国際化企業と比較して生産性などの企業パフォーマンスが高い傾向にあることが知られている。貿易自由化により貿易の機会が増し国内市場の競争が高まると、資源の再配分が生じて、生産性の低い非国際化企業から高い国際化企業へ資本や労働者などの生産要素が移動し、生産量も同様にシフトしていく。結果的に、貿易自由化は生産性の高い国際化企業の規模を拡大し、生産性の低い非国際化企業の規模を縮小させることを通じて、産業全体としての生産性を向上させる（産業内資源再配分効果）。さらに、生産性の高い国際化企業は、売上げの増加によって、より一層研究開発投資の原資を得ることができ、研究開発を活発化することができるようになることも期待される。

こうした貿易自由化による生産性の向上は、地域貿易協定に限定される効果ではないが、特に市場規模の大きい国が締結相手国である場合、地域貿易協定による特惠的な自由化が大きな生産性向上効果をもたらすことが期待される。

④直接投資に与える効果

地域貿易協定の締結は、企業の直接投資パターンにも影響を与える。すでに域外国の企業が現地市場に供給するための工場をA国とB国にそれぞれ設立していた場合、地域貿易協定が締結されると、1つの工場がA、B両国に供給する輸出基地（Export-Platform）の役割を果たすことができるため、2つの工場を1つに整理統合することができる（海外直接投資統合効果）。これにより、域外国には工場を1つ閉鎖したことによるコスト節約、域内国には価格下落による消費者への利益がもたらされ、域内国及び域外国の両方とも地域貿易協定によるメリットを享受できる。

他方、原産地規則の要求が厳しくなると、生産コストの比較的高い企業が域内に新規に工場を設立する一方、効率的な生産ネットワークを構築していた企業が競争激化によって現地工場を閉鎖してしまう

可能性も指摘されている（直接投資転換効果）。

<地域経済統合の経済的評価>

上記のような各効果等が域内国及び域外国へどのような影響を与えるかは、地域統合の協定内容、加盟国の市場規模、所得水準、技術水準、産業構造等によって異なる。

一般に地域経済協定の締結は締結国間の貿易を活発化させ、非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。換言すれば、対外障壁が絶対的に高まらなくても、相対的に高まることによって、域外国からの輸入が域内国からの輸入に対して競争上不利な立場に置かれがちであることは否めない。

しかし、域内国の貿易に与える効果、生産性に与える効果や直接投資に与える効果によって域内国の実質所得が上昇する場合、域外国との貿易増加も期待できるほか、域内国産業の生産性の向上によって対外競争力が強化されれば、将来的に域外国との貿易を自由化することへの反対圧力も緩和されて、世界的な貿易自由化に対してもプラスの影響を持つと期待することができる。

趨勢を見ると、GATT / WTOによる多国間ベースでの関税引き下げ努力により、地域統合の関税面での域外差別性は減少しているが、一方で、各種の域外差別的な規定、政策が新たに導入され、域外国が不利益を被る例が見られる。具体的には、一部協定において、GATT / WTOの原則及び関連規定に反すると思われるものには以下のような例がある。

- (a) 特定製品につき所定の条件を満たせば相互に関税をかけない旨を規定する一方で、域外からの域内への企業の新規参入を認めない。
- (b) 地域貿易協定締結や地域協力的形態への参加に伴って域外国に対する関税を実質的に引き上げる。

このような事例が地域統合の組成に際して繰り返されることは問題である。域外国が地域統合に伴う利益を享受し、実質的な対外障壁の緩和を促進するルールに基づき統合が進められることが必要である。

2. 主要ケース

地域統合に関するものとして、以下のような案件が WTO の紛争解決手続に持ち込まれているが、GATT 24 条との整合性については必ずしも明確化されていない。

(1) トルコ - 数量制限の導入 (DS34)

トルコは、EU - トルコ関税同盟の締結にあたり、EU が従来から行ってきた繊維に関する残存する多角的繊維取極 (MFA 規制) の実効性を保つことを目的として、EU が数量制限を行ってきた品目と同様の品目について、1996 年 1 月 1 日より一方的に新たな数量制限を導入した。本案件では、トルコの措置について、WTO 以前から残っていた措置以外について経過的セーフガードを除く新規の輸入制限措置の導入の禁止を定めた繊維協定 2 条のみならず、GATT 11 条 (数量制限の一般的禁止) への違反が認められた。他方、トルコの措置が、GATT 24 条 5 項 (a) (関税同盟の組織前の通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない) により正当化されるとの主張は、認められなかった。

この結論を導くに当たり、上級委員会は、GATT 24 条により GATT の他の条文と整合的でない措置が正当化される余地を認めたが、その抗弁が認められるためには、①当該関税同盟が GATT 24 条 5 項 (a) 及び 8 項 (a) の要件を完全に満たすものであること並びに②問題となっている措置を導入しなければ関税同盟の形成それ自体が阻害されることについて、措置を導入する加盟国が立証しなければならないとした。

(2) EU - バナナの輸入制限 (DS27)

1989 年 12 月当時、EU は ACP 諸国 (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国) との間で、加盟国と旧植民地間の特恵措置を定める第 4 次ロメ協定を締結し (期間 10 年)、これに基づきバナナの輸入に関して ACP 諸国を優遇していた。

市場統合前の EU のバナナ輸入制度は、ACP 諸国からの輸入に対してはロメ協定に基づいて従価 20 % の

関税適用を免除した無税による輸入を認めており、また EU 加盟国が輸入数量制限措置を行っていた。これに対して、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの要請によって 1993 年 2 月にパネルが設置され、同年 6 月パネル報告書が出された。その中では、EU 加盟国の輸入数量制限措置が GATT 11 条 1 項 (数量制限の一般的禁止) 違反であるほか、ACP 諸国に対するバナナの特恵措置が GATT 1 条違反であり、GATT 24 条で正当化されないとされた。しかし、EU はこのパネル報告書の採択に応じなかった。また EU は、1993 年 1 月の市場統合に伴い、バナナ輸入の共通制度として、従来の各加盟国が行ってきた輸入数量制限の代わりに関税割当制度を導入し、また関税も従価税を従量税に変更することを決定した (理事会規則 404/93) (同年 7 月施行)。(なお、当該規則は失効し、現在は欧州議会と理事会規則 1308/2013 が効力をもっている)。

これに対し、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの 5 か国が GATT 1 条、2 条、3 条、11 条等の違反を主張した。なお、EU 加盟国のドイツも当該規則が GATT 違反であると主張して、EU 理事会を相手として EU 司法裁判所に同規則の取消を求めたが (Case C-280/93)、GATT の直接効果が否定され、その主張は認められなかった。

当事国間協議では合意に至らなかったため、1993 年 6 月にパネルが設置された。パネルは、1994 年 2 月に報告書を取りまとめ、①従価税から従量税への変更は、GATT 2 条 1 項 (譲許税率より不利でない税率の適用) 違反、②関税割当の数量枠の配分及び税率における差別は、ACP 諸国産バナナの販売を優遇するものであり、GATT 1 条 (最恵国待遇) 違反とし、③ GATT 1 条違反は自由貿易地域等を理由として GATT 24 条により正当化されないとした。

GATT 24 条により ACP 諸国へのバナナの特恵措置が正当化されるか否かについては、パネルは、ロメ協定が EU のみ貿易障壁を撤廃する義務を負い、ACP 諸国は何ら義務を負わないことに着目し、一部の構成地域だけが制限的通商規則を廃止する非相互的協定は GATT 24 条の自由貿易協定に該当しないと判断した。したが

って、EU がこれまでも主張してきた、GATT 第 4 部（貿易及び開発）の規定により先進国が開発途上国に対し一方的に貿易障壁を廃止し開発途上国に自由化の義務がない協定であっても 24 条の要件を満たすとする解釈は、24 条をそのように解釈するならば一般特惠制度にウェーバーが設けられたり、授權条項が合意されたりはしなかったであろうとの考察などを理由として、採用されなかった。

本パネル報告書は、1994 年 3 月以来、採択のため理事會に付されていたが、EU はその採択に応じないまま GATT が 1995 年末で終了したため、本パネル報告書は採択されることがなくなった。この間、EU 及び ACP 諸国は第 4 次ロメ協定に関し GATT 1 条 1 項（最恵国待遇）についてのウェーバー（義務の免除）を申請し、1994 年 12 月の GATT 総会においてその取得が認められた。

なお、EU はウルグアイ・ラウンド交渉の中で、パネル提訴の取り下げと引換えにバナナの関税割当について増枠のオファーを行い、グアテマラを除く 4 か国との間で合意に達した。このうちコロンビア、コスタリカへの割当については、1995 年 1 月 1 日から同合意内容に即して実施されている。

その後、ウェーバー取得後の EU の新たなバナナ輸入制度についても、1996 年 5 月に米国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ及びエクアドルによる GATT 1 条（最恵国待遇）及び 13 条（数量制限の無差別適用）等の違反を理由とする申立てによりパネルが設置され、1997 年 4 月にパネル報告が、9 月に上級委報告がそれぞれ配付され、同月の DSB 会合において採択された（本パネル報告書及び上級委員会報告書の内容については第 II 部第 1 章「最恵国待遇」、勧告の実施を巡る米・EU 間の争いについては第 II 部第 15 章「一方的措置」を参照）。

なお、EU に輸入されるバナナの関税については、2011 年 3 月、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラを含む 11 か国と EU との間でバナナの取引に関するジュネーブ協定が締結され、段階的に関税の引き下げが実施された。また、理事會規則 404/93 は、規則 1234/2007 により廃止され、その後、同規則は、2013 年に欧州議會議と理事會の規則 1308/2013 に統合されている。

（3）ブラジル - 再生タイヤの輸入に関する措置（DS332）

ブラジルは、再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外を導入した。これを受け、EU は、同措置が GATT 1 条 1 項（最恵国待遇）、3 条 4 項（内国民待遇）、11 条 1 項（数量制限の一般的禁止）、13 条 1 項（数量制限の無差別適用）に違反するとして申立てを実施した。これに対し、ブラジルは、同措置は GATT 20 条（b）及び（d）（一般的例外）、24 条（関税同盟及び自由貿易地域）によって正当化される旨主張した。

二国間協議では合意に至らなかったため、2006 年 1 月にパネルが設置された。パネルは、2007 年 6 月に報告書を取りまとめ、ブラジルの措置の GATT 11 条 1 項への該当性を一部認めたとす。ブラジル国内裁判所による仮差し止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は、ブラジルの措置が「偽装された貿易制限」であることを示し、このため当該措置は GATT 20 条（b）及び（d）で正当化されないとして、GATT 11 条違反を認定した。また、メルコスール除外の GATT 1 条・13 条違反については、訴訟経済の行使により、検討しなかった。さらに、上級委員会は、GATT 20 条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT 20 条の下で正当化されないという結論は支持する内容の報告書を 2007 年 12 月に取りまとめ、同月、DSB 会合において採択された。

（4）ペルー - 特定農産品への追加輸入関税（DS457）

ペルーは、国際価格の変動の中和を目的とした「価格幅システム（Price Range System, PRS）」に基づき、米、砂糖、とうもろこし、牛乳といった農産品の輸入において、追加課徴金を賦課した。2013 年 4 月、グアテマラは、同措置が農業協定 4 条 2 項（市場アクセス）、GATT 2 条 1 項（b）（譲許表）等に違反するとしてペルーとの協議を要請し、同年 7 月にパネルが設置された。

2014 年 11 月、パネル報告書が公表され、PRS に基づく追加課徴金は可変輸入課徴金あるいはこれに類する国境措置であり、農業協定 4 条 2 項に違反するとされた。さらに、ペルーの譲許表には、PRS に基づくその他の租税や課徴金についての記載がなく、本件措置は GATT

2 条1 項（ b ） に違反するとされた。

これに対し、ペルー、グアテマラの双方が上訴した。上級委員会は、農業協定 4 条2 項及び GATT 2 条1 項（ b ） に違反するとのパネルの判定を支持したものの、本件措置は最低輸入価格、又は最低輸入価格に類する国境措置に該当しないとするパネル判断は覆した（そのうえで、判断を完遂できるかも検討したが、できないとした。）。検討の過程で、上級委員会はトルコ数量制限事件（ DS34 ）における GATT 24 条の解釈を再確認している。2015 年 7 月、上級委員会報告書が公表され、同月、DSB 会合において採択された。